

# 第15回滋賀県税制審議会

---

日時:令和5年1月13日(金)  
15:00~17:00

場所:WEB開催  
(事務局は、県庁会議室)



滋賀県

Shiga Prefecture

## 1 開会

(1) 挨拶

(2) 審議会の運営について

(3) 委員等紹介

(4) 会長・副会長の互選

(5) 諮問

## 2 滋賀県産業廃棄物税について

## 3 滋賀地域交通ビジョンの策定状況と「参加型税制」について

- 資料1 滋賀県税制審議会規則
- 資料2 滋賀県税制審議会における会議の公開方針
- 資料3 滋賀県税制審議会委員名簿
- 資料4-1 滋賀県産業廃棄物税の審議スケジュール等
- 資料4-2 滋賀県産業廃棄物税の概要
- 資料4-3 滋賀県産業廃棄物税の創設・改正の経緯等
- 資料4-4 産業廃棄物税制度に関するアンケート（案）について
- 資料5-1 滋賀県の産業廃棄物処理の概況
- 資料5-2 産業廃棄物施策の成果と課題
- 参考資料1 第五次滋賀県廃棄物処理計画
- 参考資料2 滋賀県産業廃棄物税条例
- 参考資料3 産業廃棄物税制に係る過去のアンケート集計結果
- 資料6 公共交通の現状および意向に関するアンケート調査の分析結果について
- 資料7 滋賀県が目指す地域交通の姿の考え方

## ○滋賀県税制審議会規則

平成31年3月22日

滋賀県規則第5号

改正 令和2年5月15日規則第72号

滋賀県税制審議会規則をここに公布する。

### 滋賀県税制審議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県税制審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議の招集の特例)

第4条 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、意見を聴き、および賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第3項および第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(追加〔令和2年規則72号〕)

#### (部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第3条第1項および第2項ならびに前条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

#### (関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部税政課において処理する。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

#### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔令和2年規則72号〕)

#### 付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 滋賀県税制審議会における会議の公開方針

### 第1 趣旨

この方針は、滋賀県税制審議会（以下「審議会」という。）における会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議の公開または非公開の取扱い

審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

- (1) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### 第3 会議の開催の周知

審議会は、公開（会議の一部についての公開を含む。）の会議を開催する場合は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎の行政情報コーナーにおける掲示ならびに県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手續
- (7) 議事録等の公表の時期および方法
- (8) 問合せ先

### 第4 公開の方法等

- 1 審議会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。
- 2 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の中から会長が傍聴を許可する。
- 3 傍聴の定員は10人とする。ただし、会場の都合等でやむを得ない理由がある場合は、10人未満とすることができる。
- 4 傍聴者は、会議の都度定員に達するまで先着順により決定する。
- 5 審議会は、報道関係者に対し、公開する会議の取材を認めるものとし、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道機関者の取材は認めるものとする。
- 6 会長は、会議の一部を非公開とする場合、非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に対し会場からの退席を指示するものとする。
- 7 会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。
- 8 公開した会議の結果については、事務局において議事録を作成し、会議の開催日から原則として1か月以内に会議資料とともに県民情報室において閲覧に供するものとし、必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載等による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について提供しないこととすることができる。

### 第5 その他

この方針に定めのない事項は、会長が審議会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。



(50 音順・敬称略)

氏名	所属等
川勝 健志	京都府立大学 公共政策学部教授
齊藤 由里恵	中京大学 経済学部准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院 経済学研究科教授
勢一 智子	西南学院大学 法学部教授
松田 有加	滋賀大学 経済学部教授
諸富 徹	京都大学大学院 経済学研究科教授

諮問

## 滋賀県産業廃棄物税について

---

滋 税 第 4 号

令和5年(2023年)1月13日

滋賀県税制審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県産業廃棄物税について(諮問)

滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)については、同条例付則第3項の規定により、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成31年滋賀県条例第19号)の施行後5年を目途として、滋賀県産業廃棄物税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますので、滋賀県産業廃棄物税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 滋賀県産業廃棄物税の評価について
- (2) 滋賀県産業廃棄物税の用途について
- (3) 滋賀県産業廃棄物税の課税方式および税率について



資料4-1

## 滋賀県産業廃棄物税の審議スケジュール等

---



## 今後のスケジュール(予定)

諮問

答申

8月～9月

・答申案について

第18回(7月～8月)

・産業廃棄物税の方向性について  
(必要性や税制度の仕組み)

第17回(5月～6月)

・産業廃棄物税の方向性について  
(必要性や税制度の仕組み)

第16回(3月29日)

・成果・課題について  
・制度概要について

第15回(1月13日)

## ① 評価について

○排出量に応じて課税することによる総排出量への抑制効果

- ・ 税導入による総排出量への抑制効果について、どのように考えるべきか。

○再生施設へ搬入を誘導することによる再生率向上(最終処分量の削減)効果

- ・ 税制度による再生施設へ搬入を誘導することによる再生率向上の効果について、どのように考えるべきか。

## ② 用途について

○用途事業による排出抑制や再資源化促進、不法投棄予防等の効果

- ・ 産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策の円滑な推進を図るという目的に照らし、現在の用途事業について、どのように考えるべきか。

## ③ 課税方式について

### ○申告納付方式

- ・ 本県は、排出者責任を明確化する観点から、排出事業者による申告納付方式を採用しているが、政策誘導税制として、今後もこの方式を継続することが適切かどうか。

### ○免税点

- ・ 税創設当初において、免税点として年間500tが適切と考えられたが、社会経済状況の推移等を勘案し、今後もこの水準を維持することが適切かどうか。

## ④ 税率について

- ・ 県域を越える流通に支障がないよう他の地方公共団体との整合を図る観点から、1tあたり1,000円と定めているが、今後もこの水準を維持することが適切かどうか。

## ⑤ その他

- ・ 県内唯一の管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀が、令和5年10月に埋め立てを終了する状況を、今後の産業廃棄物税制を検討する上で、どのように考えるべきか。
- ・ その状況も踏まえ、排出事業者の皆様から、滋賀県の産業廃棄物税制に係るご意見を伺うためアンケート調査を予定しているが、設問について、過不足が無く適切かどうか。

資料4-2

## 滋賀県産業廃棄物税の概要

---

## 目的

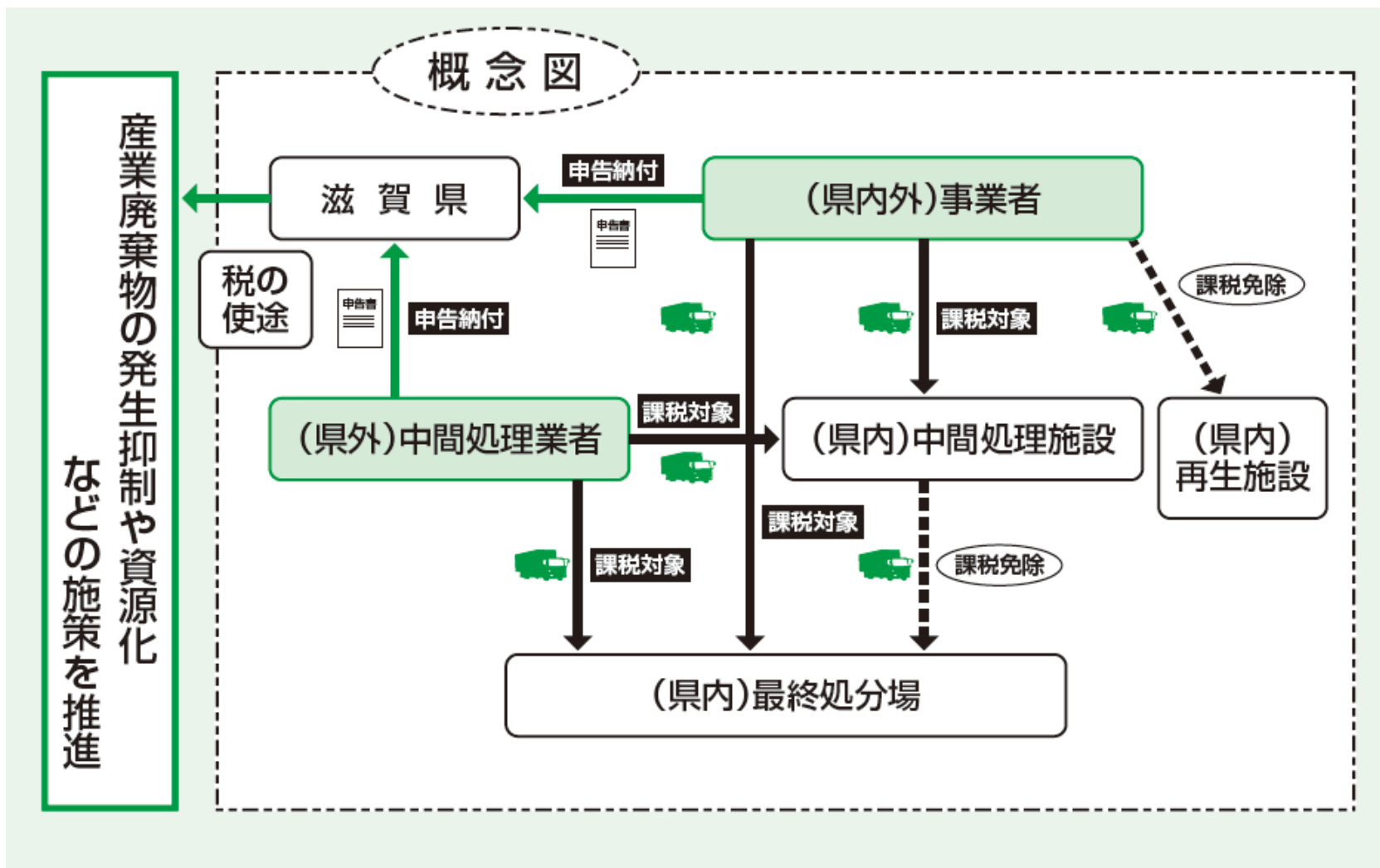
- 資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として産業廃棄物税を導入した。

## 税の概要

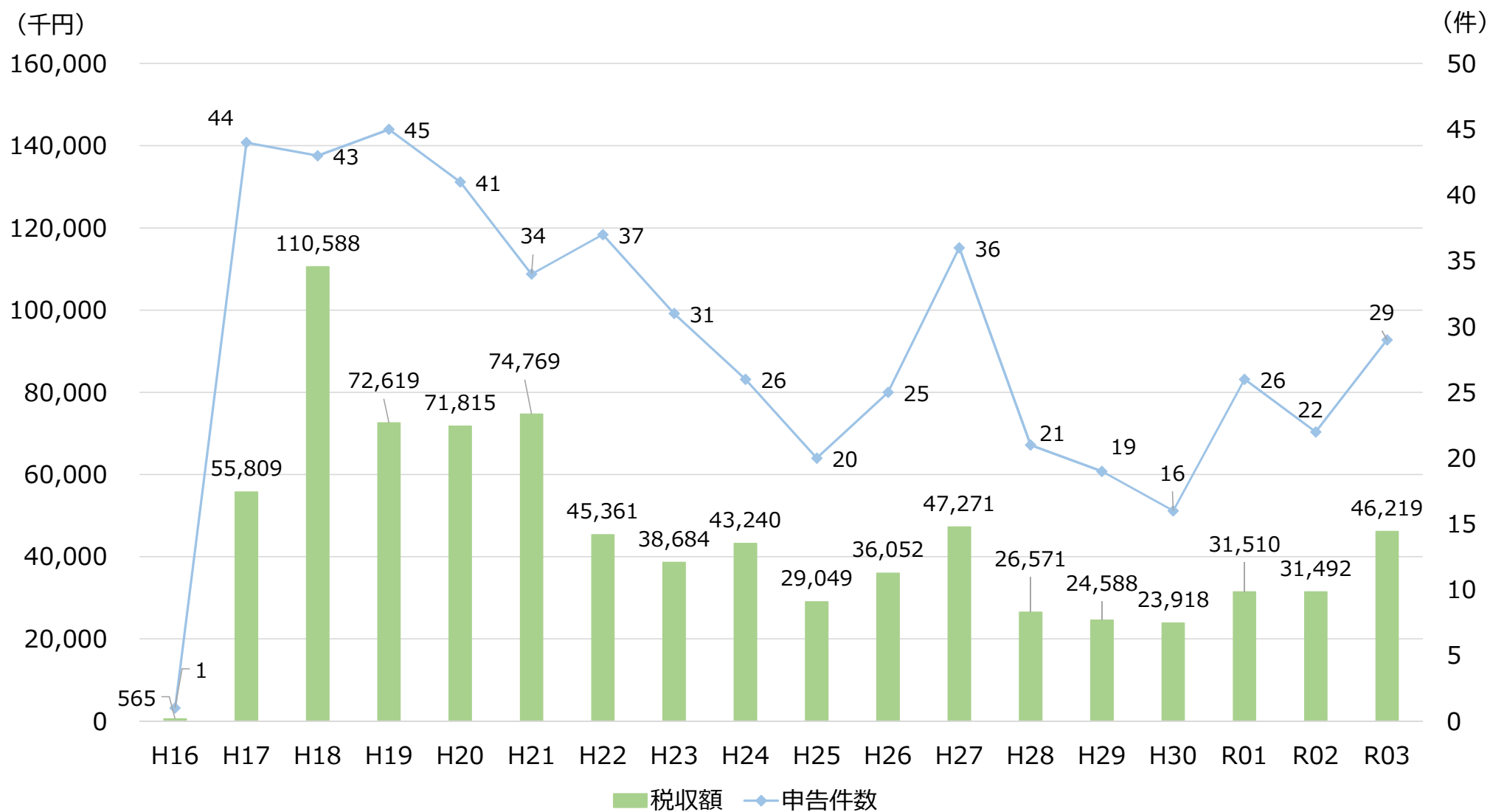
課税方式	排出事業者による申告納付方式
納税義務者	排出事業者(県外の間処理業者を含む)
課税客体	県内中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の搬入重量 ※中間処理施設への搬入重量については、施設の区分ごとに 処理係数(別表)を乗じて得た重量
税率	1tにつき1,000円
課税免除	①再生施設への搬入 ②排出事業者自らの中間処理 ③二重負担調整
免税点	1事業所あたり 年間500t

(別表)

施設の区分	処理係数
(1) 焼却施設または脱水施設	0.1
(2) 乾燥施設	0.3
(3) 熱分解施設または発酵施設	0.6
(4) 油水分離施設	0.9
(5) 上記以外の中間処理施設(破碎施設等)	1.0



# 税収の推移

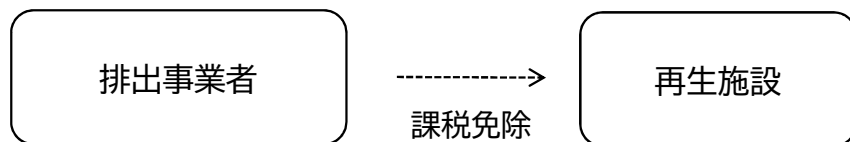




○ 資源化へのインセンティブを働かせることおよび二重課税防止の観点から課税免除制度を設けている。

## ① 再生施設への搬入

- ・ 県内中間処理施設のうち、再生の用に供される施設(再生施設)への産業廃棄物の搬入は課税免除。



### ※ 再生施設とは

(1) 次に掲げる要件を満たすものとして、産業廃棄物の種類ごとおよび処分の方法ごとに、毎年度、申請に基づき知事が認定する県内中間処理施設等

- ア 一定期間以上の処分実績を有すること
- イ 再生率が0.9以上であること

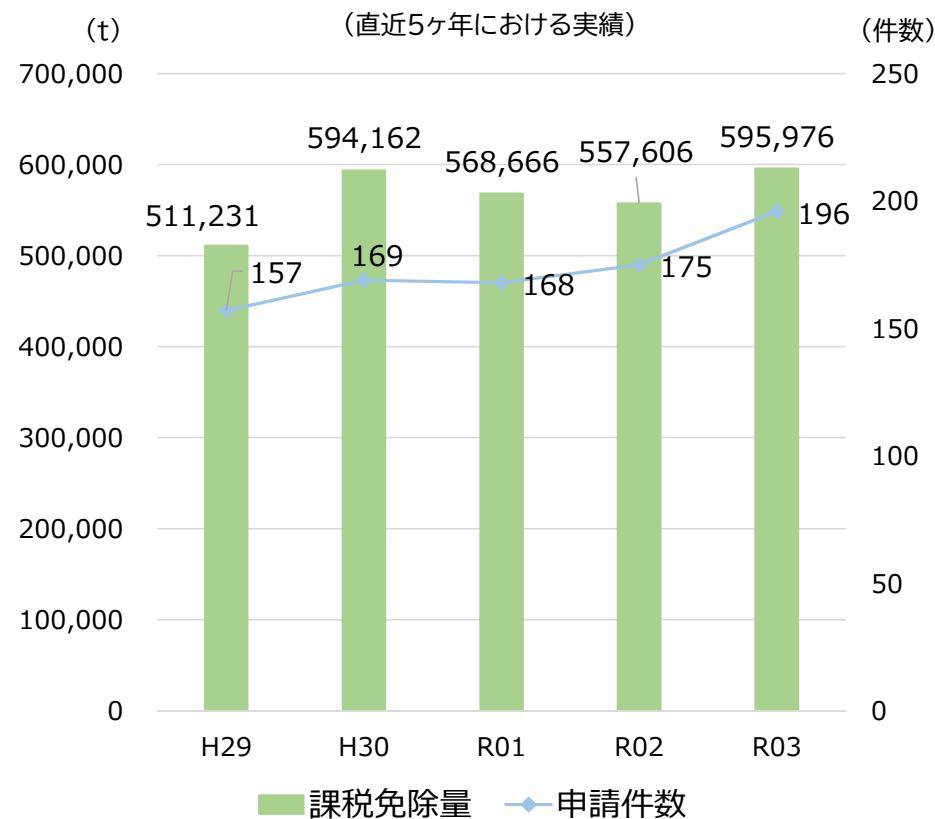
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第7号および第9号に掲げる産業廃棄物または同号に掲げる産業廃棄物の破碎の用に供する県内中間処理施設等において当該産業廃棄物を処分する場合の当該県内中間処理施設等

(第7号の産業廃棄物)

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

(第9号の産業廃棄物)

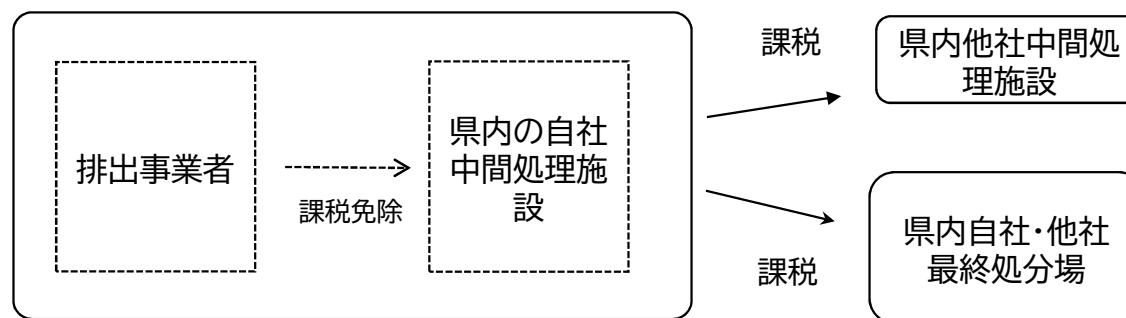
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物



※ 単位未満切り捨て

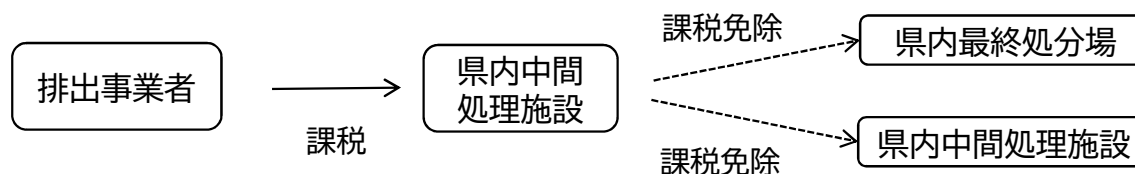
## ② 自社中間処理のための搬入

- 排出事業者が、産業廃棄物を県内の自社中間処理施設において処分するための搬入は課税免除。
- 県内の自社中間処理施設を有する排出事業者が、その中間処理施設からの処分後の残さを県内中間処理施設(他社)または県内最終処分場(自社・他社)へ搬入する場合は課税。



## ③ 県内中間処理施設における処分後の搬入

- 排出事業者の委託により県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の搬入は課税免除。



## ④ 他団体との二重負担調整

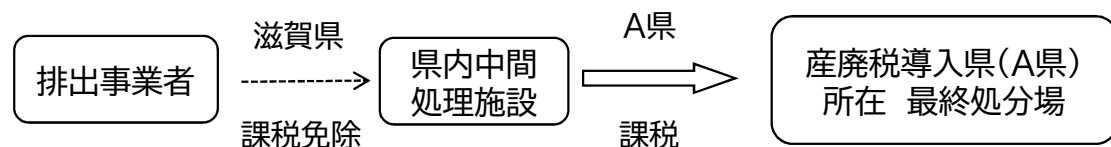
- 産業廃棄物に関する税導入県の課税されるべき施設に複数回にわたって産業廃棄物が搬入された場合は、二重負担の調整をするために課税免除。

(1) 滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県では課税免除。

(直近5ヶ年における実績)

年度	H29	H30	R01	R02	R03
申請件数(件)	30	31	29	34	27
課税免除量(t)	6,908	18,694	3,864	3,385	3,541

※ 単位未満切り捨て

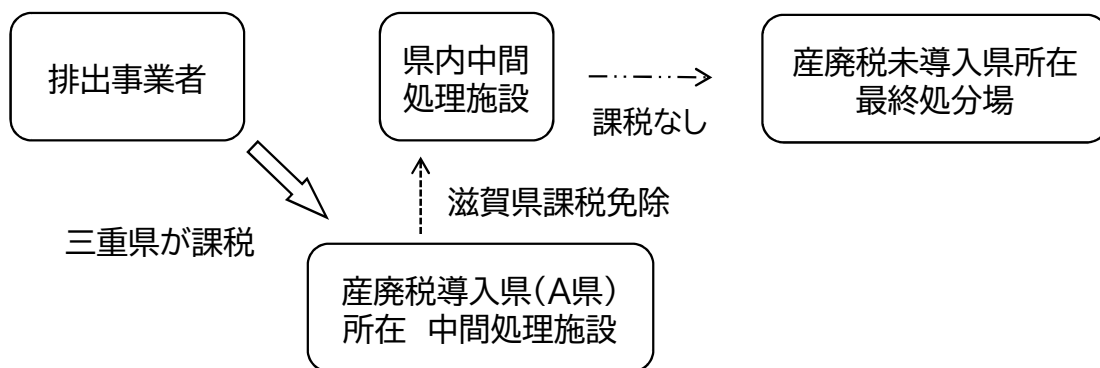


(2) 産業廃棄物に関する税未導入県の最終処分場に搬入された場合で、滋賀県以外の税導入県(中間処理施設への搬入に課税する県に限る。三重県のみ。)に所在する中間処理施設に先に搬入された場合は、当該施設の所在する県の課税を優先し、滋賀県では課税免除。

(直近5ヶ年における実績)

年度	H29	H30	R01	R02	R03
申請件数(件)	1	1	0	0	0
課税免除量(t)	5	0	0	0	0

※ 単位未満切り捨て



- 税の使途を明確にする仕組みとして「滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金」を設け、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てている。

## （使途例）

- ① 循環型社会推進のための産業廃棄物減量の推進  
製造事業者等が行う産業廃棄物を原料として利用するための技術開発や商品開発、ゼロエミッションなど排出事業者による自らの産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組に対する支援
- ② 循環型社会推進のための資源化施設の整備推進  
県内での産業廃棄物の資源化処理や適正処理の確保のため、資源化施設の整備に対する支援
- ③ 循環型社会推進のための産業廃棄物処理に関する情報発信  
産業廃棄物処理に係る補助金情報や、先進的な取組事例を発信し、廃棄物処理を行う事業等多様な主体に自主的な取り組みを促すための情報発信
- ④ 不法投棄のない社会構築の推進  
産業廃棄物に対する県民の不信感や不安感を払拭し、企業活動に不可欠な産業廃棄物処理施設への信頼の確保を図るための不法投棄の撲滅に向けた監視の強化

# 全国の状況

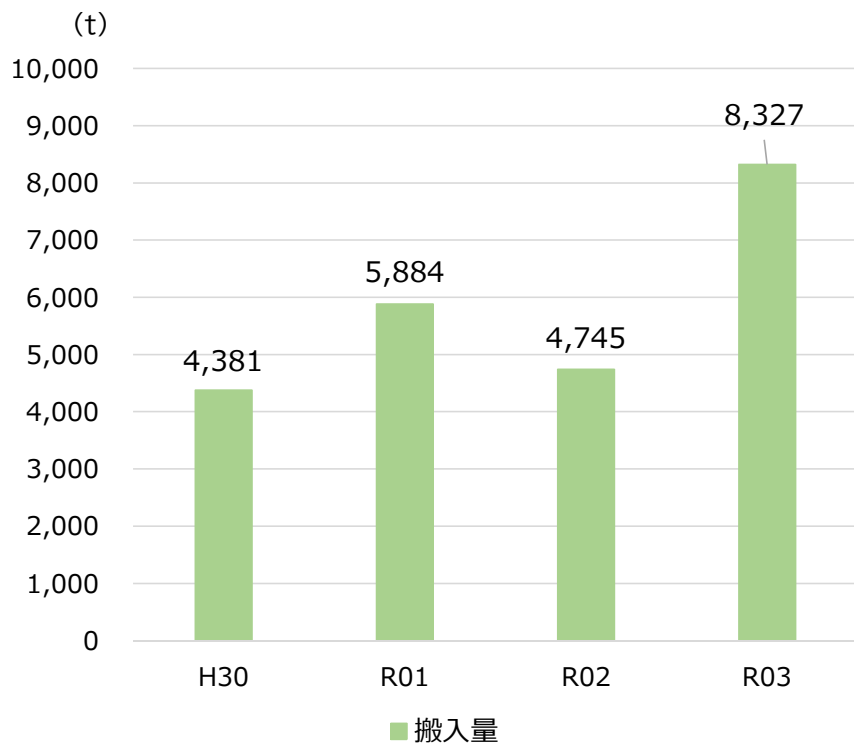


課税団体	施行日	徴収方法	税率	特例等
1 北海道	H18.10.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
2 青森県	H16.1.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税
3 岩手県	H16.1.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
4 宮城県	H17.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
5 秋田県	H16.1.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定副産物については250円/t
6 山形県	H18.10.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
7 福島県	H18.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	①自社処分の場合は500円/t ②年間搬入量が1万ト超の部分は500円/t
8 新潟県	H16.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
9 愛知県	H18.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	自社処分の場合は500円/t
10 三重県	H14.4.1	排出事業者申告納付	1,000円/t	免税点:年間1000t未満 再生施設への搬入による課税免除
11 滋賀県	H16.1.1	排出事業者申告納付	1,000円/t	免税点:年間500t以下 再生施設への搬入による課税免除
12 京都府	H17.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
13 奈良県	H16.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
14 鳥取県	H15.4.1	最終処分業者特別徴収 ※中間処理業者が他の者から委託を受けて自己の最終処分場に搬入した場合は申告納付	1,000円/t	①自社処分は原則課税対象外 ②下水道汚泥およびその焼却燃殻等は課税免除

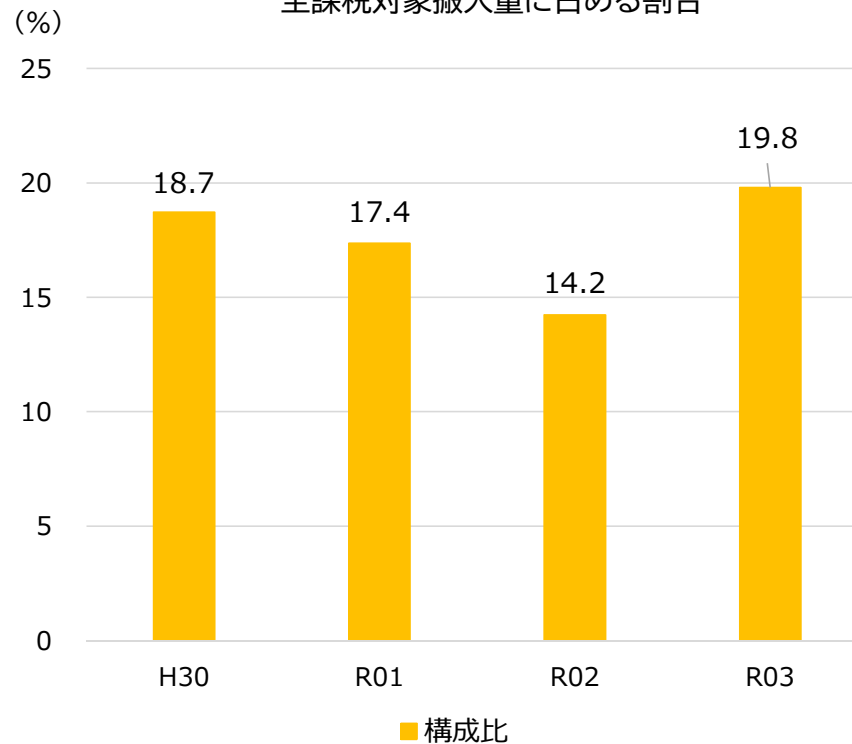
課税団体	施行日	徴収方法	税率	特例等
15 島根県	H17.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
16 岡山県	H15.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
17 広島県	H15.4.1	最終処分業者特別徴収 ※中間処理業者が他の者から委託を受けて自己の最終処分場に搬入した場合は申告納付	1,000円/t	自己処分は原則課税免除
18 山口県	H16.4.1	最終処分業者特別徴収 ※中間処理業者が他の者から委託を受けて自己の最終処分場に搬入した場合は申告納付	1,000円/t	自己処分は原則課税免除
19 愛媛県	H19.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自社処分および設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付は申告納付	1,000円/t	①自己処分は500円/t ②設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/t
20 福岡県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
21 佐賀県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
22 長崎県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
23 熊本県	H17.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
24 大分県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
25 宮崎県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
26 鹿児島県	H17.4.1	焼却処理・最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	焼却施設への搬入は800円/t
27 沖縄県	H18.4.1	最終処分業者特別徴収 ※自己処分は申告納付	1,000円/t	
28 福岡県 北九州市	H15.10.1	最終処分業者・自己処分者申告納付	1,000円/t	

- 滋賀県の公共関与により産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」を設置(平成20年10月開業)。
- 県内唯一の管理型最終処分場であるセンターは令和5年10月に埋め立て期間が終了する予定であり、それに伴い、産業廃棄物税の税収が減少する可能性がある。

クリーンセンター滋賀への課税対象搬入量の推移



クリーンセンター滋賀への課税対象搬入量の全課税対象搬入量に占める割合



※ 単位未満切り捨て

資料4-3

## 滋賀県産業廃棄物税の創設・改正の経緯等

---

## 滋賀県産業廃棄物税の創設(平成15年度)

---



# 滋賀県産業廃棄物税の創設(平成15年度)

## 産業廃棄物の税制検討会における検討・報告(平成13年7月～平成14年5月)

- 職員による検討委員会を設置し、他県への訪問調査や学識経験者との意見交換を行うなど、多くの観点から慎重な検討を進め、平成14年5月に報告書を取りまとめ。

社会の状況	廃棄物処理の目標・課題	税制面の状況
<p>・21世紀の経済社会のあり方として、<u>これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動を改め、自然と人が共生する資源循環型の経済活動や暮らしに大きく転換していく必要。</u></p>	<p>第4次産業廃棄物処理基本計画(平成10年度)において、「<u>資源化されない産業廃棄物の排出量</u>」および「<u>最終処分量</u>」を平成9年度実績を基準として、平成22年度に1/2とする目標を設定。</p> <p>(目標達成に向けた課題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①持続的な発生抑制・資源化による減量の取り組み</li> <li>②産業廃棄物処理施設の確保</li> <li>③資源化施設の確保・有効利用用途開拓</li> <li>④不法投棄監視強化</li> </ol>	<p>・平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、その一環として、地方の課税自主権が拡大し、「<u>法定外目的税</u>」の制度が創設。</p>

➡「資源循環型社会の早期実現」を図るには、従来の手法に加え「政策税制」という誘導効果をもつとともに、本県の進むべき方向が明確に提示できる新たな政策の実現手段として、法定外目的税である「産業廃棄物に関する税」の創設が必要。

(提案モデル) ふさわしい「産業廃棄物に関する税」の創設に向けて各種検討を行い、以下の2案を提案。

モデルA(申告納付方式)	
納税義務者	排出事業者(県外の間接処理業者を含む。)
課税標準	産業廃棄物の搬入重量(t) ※中間処理施設への搬入は係数処理後
課税時期	産業廃棄物の搬入時点
税率	1,000円/t
徴収方法	排出事業者の申告納付
税収規模	免税点(有):約7千万円/免税点(無):約1億6千万円

モデルB(特別徴収方式)	
納税義務者	排出事業者または中間処理業者
課税標準	産業廃棄物の搬入重量(t)
課税時期	産業廃棄物の搬入時点
税率	1,000円/t
徴収方法	特別徴収義務者(最終処分場)からの申告納入
税収規模	約1億5千万円

# 滋賀県産業廃棄物税の創設(平成15年度)

## 滋賀にふさわしい新税創設懇話会における検討・提言(平成14年7月～平成14年10月)

- 平成14年7月に学識経験者6名で構成される「滋賀にふさわしい新税創設懇話会」を設置し、7回の会議と4回の関係団体との意見交換を行うなど、種々の観点から検討を行い、平成14年10月に提言を取りまとめ。

## 滋賀にふさわしい新税のあり方(提言)の主な内容

- 廃棄物の減量や不適正処理の防止といった、廃棄物をめぐる諸課題は、滋賀県において解決すべき環境問題の重要な課題の一つ。
- 将来にわたり快適な生活環境を確保するためには、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動を改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減された循環型社会の構築を着実に進める必要があり、そのための望ましい税制度について、提言。

新税創設の意義	検討の留意点
<p>( 新税創設は目標達成の施策の一つ )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>滋賀県では、平成9年度を基準とした「資源化されない産業廃棄物の排出量」および「最終処分量」を平成22年度までに半分にすることを目標に掲げており、その一環として、<u>資源循環型社会の構築に向けて、税を創設することにより、産業廃棄物の発生抑制や資源化、その他適正な処理を図ることが望ましい。</u></li></ul> <p>① 税の性格</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本税は、「政策誘導税制」として、資源循環型社会の形成を目指し、廃棄物処理において、一定のインセンティブを与えることを主たる目的とする。</li></ul> <p>② 誘導の効果</p> <p>ア 税を課すことによる誘導の効果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物への課税については、県内での産業廃棄物の最終処分目的の処理の重量に対して課税するとともに、資源化処理は非課税とすることにより、<u>県内外の排出事業者の発生抑制、県内での資源化処理の取組および最終処分量の減量のインセンティブとすることができる。</u></li></ul> <p>イ 税収の用途による誘導の期待</p> <ul style="list-style-type: none"><li>税収を、産業廃棄物の減量の取組に対する支援や適正処理の推進など、「<u>滋賀県産業廃棄物処理計画</u>」に掲げる基本方針の実施に要する経費に充てることによって、<u>県内での産業廃棄物の循環システムの構築を進めることができる。</u></li></ul> <p>③ 資源化されれば税収ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新税導入の効果が表れてくれば、税収は自然と小さくなる。政策目的の達成に応じて、<u>理念的には税収がゼロになることが望ましい。</u></li></ul>	<p>(1) 排出者責任と税制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物の資源化推進という観点からは、排出者責任を明確化し、発生抑制や資源化などを進めていく必要がある。</li><li>一方、これを税制度として機能させるためには、税の公平性や徴税コスト、免税点、納税確実性などの税としての制約があるため、これらを合理的に調整する必要がある。</li></ul> <p>(2) 資源化への有効な誘導</p> <ul style="list-style-type: none"><li>税制度を資源化への有効な誘導として用いることができるかどうか問題となる。</li><li>有効なシステムとするためには、課税割合をどのように設定するかを十分検討する必要がある。</li></ul> <p>(3) 処理料金への転嫁</p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>特別徴収方式は、最終処分業者に特別徴収義務を課すことから、当該税負担が排出事業者に適正に転嫁され、排出事業者の排出者責任が明確化できるかどうか問題となる。</u></li><li><u>現実の負担としては、排出事業者と処理業者との力関係で料金が決まるという意見もあり、負担転嫁の有無を問う必要のない制度とすることが望ましい。</u></li></ul>

## 税制度の仕組み

### (1) 税収の使途

- ・ 排出者である事業者の減量への取組が大きいと考えられることや、税収が限られたものになることに配慮し、①排出事業者の発生抑制の研究などへの支援、②排出事業者の資源化技術開発への支援、③施設整備への支援、④資源化の情報等の共有化のための支援、⑤産業廃棄物不法投棄に対する監視強化などが考えられる。

### (2) 納税義務者

- ・ 排出事業者の排出者責任を明確化する観点から、排出事業者を納税義務者とすることが妥当であるとする。

### (3) 課税対象

- ・ 搬入行為に着目することにより、中間処理や最終処分の時点でも課税が可能であり、よりきめ細やかな税制度とすることができるため、課税対象を「搬入行為」とすることが妥当であるとする。

### (4) 税率

- ・ 創設の趣旨は、産業廃棄物の流入抑制や追い出し効果を狙ったものではなく、資源化処理の推進が目的であるので、流通に支障が出ることは好ましくない。
- ・ 廃棄物の処理の流れは輸送費など処理コストとの兼ね合いで決まると考えられるので、課税を回避して県外の処理施設に流出する恐れのない税率を設定する必要がある。
- ・ これらを考慮して、税率1000円/tであれば、隣県の三重県との整合もあり、流通に大きな影響が出る恐れは無いものとする。また、納税義務者の理解も得られやすいものと考えられる。

### (5) 免税点(裾切り)

- ・ 環境への負荷という点では、中小の事業者が常に負荷が小さいというわけではなく、本来的にはその負荷に応じて税負担を負うというべきであるが、他方で、零細な排出事業者に対して過大な税負担が生じるという問題があり、地場産業・中小企業育成の観点から、一定の合理的な範囲で免税点を設ける必要がある。
- ・ 環境こだわり県として、排出量の相当程度を課税対象に取り込むことによって、排出事業者に対する資源化への誘導を図るとともに、併せて税の公平性をも確保することを考慮した結果、課税割合が概ね6割を超える免税点(年間500t)とすることが適切と考えられる。

### (6) 課税免除(非課税)

- ・ 資源化施設への搬入は、資源化へのインセンティブを働かせるために非課税とすることが妥当である。
- ・ いったん県内の中間処理施設に搬入した段階で課税した後は、非課税とすることが二重課税防止の観点から妥当と考える。
- ・ なお、同じ観点から自社による中間処理は非課税とし、中間処理後の自社の最終処分場へ搬入した場合は課税が適当である。

# 滋賀県産業廃棄物税の創設(平成15年度)

## 新税導入にあたって配慮すべき事項

- (1) 他府県との調整  
(課税方式と二重負担)
  - ・平成14年4月より三重県が申告納付方式の税条例を導入している。現実の問題として、滋賀県が三重県と違う方式を取った場合は、二重負担の調整が困難となる。特に近隣府県との関係においては、課税方式は同一方式として、調整および連携を図る必要があると考えられる。
- (2) 税制度の見直し
  - ・新税導入後において、産業廃棄物の処理が資源化に向かって着実に進んでいるかどうか等、施策の効果等を確認した上で、一定期間ごとに見直す必要がある。

## 「滋賀県産業廃棄物税条例」の制定(平成15年3月)

- ・排出事業者(納税義務者)への訪問・説明を経て、平成15年2月議会に「滋賀県産業廃棄物税条例案」を上程・可決。

( 代表質問で行った主な答弁 )

質問	答弁
・産業廃棄物税の位置付け、意義と役割は。	・産業廃棄物税の導入は、課税自主権の拡大を活用し、税制面から産業廃棄物の発生抑制や資源化の促進を図ろうとするもの。
・産業廃棄物税による政策効果をどう期待しているのか。	・排出事業者の発生抑制や資源化の取り組みがさらに進むものと考えている。
・所定の時間が経過した後、見直す必要がある。 ・課税における他府県との調整等の必要が生じる。	・施行後5年目をめどに制度の見直しを行う。 ・二重負担の問題が生じるため、課税免除措置を講じた。

## 滋賀県産業廃棄物税の見直し検討(平成19年度～平成20年度)

## 検証・検討

- 職員が構成員である「滋賀県産業廃棄物税のあり方検討会議」にて、滋賀県産業廃棄物税の検証および検討を実施。  
※排出事業者等に対するアンケート調査も実施。

税導入の効果について	税継続の必要性について
<p>(1) 産業廃棄物の最終処分量等に関する効果について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物の排出量は産業活動の規模に応じて増減するため、産業廃棄物税の導入による効果を純粋に測定することは困難。</li><li>しかしながら、最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して経済的負担を求めることによって、単純処理減量への誘因効果は期待できるものであり、<u>最終処分量が減少傾向にあることや再生利用量が増加したことは、産業廃棄物税の導入もその一因と考えられる。</u></li></ul> <p>(2) その他の効果について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物税において再生施設への搬入に対する<u>課税免除制度を設けたこと</u>によって、<u>県内中間処理施設等における資源化処理の促進に効果があったもの</u>と考える。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>滋賀県で発生した産業廃棄物の再生利用率は45%であり、全国的に見ても平均的な状況。</li><li>平成17年度実績では、第二次廃棄物処理計画の「資源化されない量」等の指標において、目標達成に至っていない。</li><li>こうしたことから、<u>産業廃棄物のさらなる減量化、再生利用を進めるため、今後も産業廃棄物税の継続が必要。</u></li></ul>

## 税制度の内容について

### (1) 課税方式について

- ・ 全国的には最終処分業者特別徴収方式が大勢を占めているが、本県が採用する申告納付方式は、納税義務者である排出事業者自らの排出者責任をより明確化させるものであり、施策推進のインセンティブを効果的に与えることができる。
- ・ 排出事業者に対するアンケート調査においても、全体としては現行方式であることによる重大な弊害はみられない。
- ・ 平成16年1月から施行した税制度を短期間に変更することは、関係者に多大の混乱を招くことが懸念される。
- ・ よって、今後も現行方式を継続させることが適当であると考ええる。

### (2) 免税点について

- ・ 税創設当初において、税の公平性、排出事業者に対する資源化への誘導効果、税収と徴税経費とのバランス、および地場産業・中小企業育成の観点等に基づき、全排出量のうち課税対象となる排出事業者からの排出量の割合(課税割合)が概ね6割を超える免税点として年間500tが適切と考えられた。
- ・ 平成17年度実績においてもこの課税割合の水準を維持しており、現在までの税収も徴税経費を上回る額で推移している。
- ・ よって、今後も現行の免税点を維持することが適当であると考ええる。

### (3) 税率について

- ・ 産業廃棄物に関する税を導入する地方公共団体においては、税率を基本的に1tあたり1,000円と定めている。
- ・ 本県の税創設の趣旨は、産業廃棄物の流入抑制や県外処理の促進を図ったものではなく、流通に支障を及ぼすことのないよう他の地方公共団体との整合を図る観点から、今後も現行の税率を維持することが適当と考えられる。

### (4) 課税免除について

- ・ 知事が認定する再生施設への産業廃棄物の搬入に対する課税免除制度は、排出事業者に対して産業廃棄物の再生利用をさらに促進するほか、県内中間処理施設等における資源化処理の促進にもつながる効果も期待できる。
- ・ よって、今後も現行の課税免除制度を維持すべきであると考ええる。

## 滋賀県産業廃棄物条例の改正(平成21年1月)

- ・ 検討会での検証・検討を踏まえ、滋賀県産業廃棄物税を現行制度のまま継続することとした。
- ・ 次回の見直し時期については、5年後を目途とすることとした。
- ・ 条例の見直し時期を規定している付則第3項の改正条例案を平成21年1月臨時議会へ上程・可決。

## 滋賀県産業廃棄物税の見直し検討(平成24年度～平成25年度)

---



# 滋賀県産業廃棄物税の見直し検討(平成24年度～平成25年度)

## 検証・検討

- 職員が構成員である「滋賀県産業廃棄物税のあり方検討会議」にて、滋賀県産業廃棄物税の検証および検討を実施。  
※排出事業者等に対するアンケート調査および有識者への意見聴取も実施。

税導入の効果について	使途事業について	税継続の必要性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の総排出量等は景気動向や処分料金等の経済的要因によっても変動するため、純粋に産業廃棄物税の導入効果を評価することは困難。</li> <li>しかしながら、景気による影響を排除するため、<u>県内総生産1億円当たりの排出量を検証すると、全体として減少傾向にあり、平成16年度比での減少幅は、全国計や産業廃棄物に関する税の未導入県の状況と比較しても滋賀県が上回っている。</u></li> <li>また、産業廃棄物税導入直後の平成16年度では、課税対象となる免税点(500t)超の排出事業者が排出事業者全体の3.16%を占めていたが、平成17年度にはその割合が0.69%に減少し、平成22年度には0.25%まで低下しており、産業廃棄物税が課されると意識が年々浸透している傾向が見られる。</li> <li>これらのことから、産業廃棄物の排出に対して経済的負担を課す<u>産業廃棄物税は、総排出量の抑制や最終処分量の削減に一定の誘因効果がある</u>と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物税の税収により積み立てた「滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金」の使途事業については、県内の産業廃棄物の発生抑制や適正処理、再利用などを促進させてきた。</li> <li><u>使途事業については、県内の産業廃棄物の発生抑制や削減に一定の効果があるため、</u>今後、さらに効果的な事業の展開により、産業廃棄物のより一層の発生抑制、再生利用その他適正処理に繋げることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量については、「第二次滋賀県廃棄物処理計画」の平成22年度目標値(13万t)を達成。また、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の平成27年度目標値(10万t)を平成23年度時点で達成(9万t)しているものの、今後の景気動向次第では総排出量および最終処分量が増加に転じる可能性もあるため、<u>産業廃棄物税を継続し、計画目標年度までの最終処分量の現状維持あるいは一層の削減を図ることが望ましい。</u></li> <li>排出事業者等へのアンケートでは「<u>発生抑制や再資源化等に効果があるので現状のまま税を継続していくべき</u>」という回答が<u>57%</u>に上った。</li> <li>こういったことから、産業廃棄物の発生抑制、再利用その他適正な処理をさらに進めるため、<u>今後も産業廃棄物税を継続する必要性が認められる。</u></li> </ul>

## 税制度の内容について

### (1) 課税方式について

- ・ 滋賀県が採用する排出事業者による申告納付方式は、排出者責任を明確化する点において廃棄物行政の目指すべき方向と一致している。同時に、排出者へ排出抑制を意識づける効果が見込まれる。また、条例の施行から10年が経過し、現行の制度が定着している。
- ・ よって、課税方式は変更するべきではないと考える。

### (2) 免税点について

- ・ 税創設当初において、税の公平性、排出事業者に対する資源化への誘導効果、税金と徴税経費とのバランス、および地場産業・中小企業育成の観点等に基づき、全排出量のうち課税対象となる排出事業者からの排出量の割合(課税割合)が概ね6割を超える免税点として年間500tが適切と考えられた。
- ・ 平成23年度実績においてもこの課税割合の水準を維持しており、用途事業に要する金額の側面からも必要額を満たしている。また、税金も徴税経費を上回る額で推移している。
- ・ よって、今後も現行の免税点を維持することが適当であると考ええる。

### (3) 税率について

- ・ 現行制度による税金で用途事業に要する経費は確保できている。
- ・ 産業廃棄物税に関する税を導入する地方公共団体においては、税率を基本的に1tあたり1,000円と定めている。
- ・ 本県の税創設の趣旨は、産業廃棄物の流入抑制や県外処理の促進を図ったものではなく、流通に支障を及ぼすことのないよう他の地方公共団体との整合を図る観点からも、今後も現行の税率を維持することが適当と考えられる。

### (4) 課税免除について

- ・ 排出事業者等へのアンケートによると、再生施設への搬入理由として「課税免除になるから」という回答が20%であったほか、「再資源化されるから」とする回答が38%を占めている。
- ・ よって、産業廃棄物の再生利用促進に有効であるため、今後も現行の課税免除制度を維持すべきであると考ええる。

## 滋賀県産業廃棄物条例の改正(平成26年3月)

- ・ 検討会での検証・検討を踏まえ、滋賀県産業廃棄物税を現行制度のまま継続することとした。
- ・ 次回の見直し時期については、5年後を目途とすることとした。
- ・ 条例の見直し時期を規定している付則第3項の改正条例案を平成26年2月議会へ上程・可決。

## 滋賀県産業廃棄物税の見直し検討(平成29年度～平成30年度)

---

# 滋賀県産業廃棄物税の見直し検討(平成29年度～平成30年度)

## 検証・検討

- 職員が構成員である「滋賀県産業廃棄物税のあり方検討会議」にて、滋賀県産業廃棄物税の検証および検討を実施。  
※排出事業者等に対するアンケート調査および有識者への意見聴取も実施。

税導入の効果について	使途事業について	税継続の必要性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の総排出量等は景気動向や処分料金等の経済的要因によっても変動するため、純粋に産業廃棄物税の導入効果の評価することは困難。</li> <li>前回の見直し以後、排出量はほぼ横ばいで推移し、再生利用や最終処分の状況もそれほど大きな変動は見られない。</li> <li>これは、産業廃棄物税制度が定着し、税制度の存在を前提に、一定の排出抑制・再生利用の推進がなされている状況であると推察される。</li> <li><u>今後も景気の動向等にも左右されるため一概に言えない面はあるものの、当面は税制度を継続し、排出量の減少等の動向を注視していく必要があるもの</u>と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物税の税収により積み立てた「滋賀県産業廃棄物発生抑制等推進基金」の使途事業については、県内の産業廃棄物の発生抑制や適正処理、再利用などを促進させてきた。</li> <li>使途事業については、<u>県内の産業廃棄物の発生抑制や削減に一定の効果</u>があるため、今後、さらに効果的な事業の展開により、産業廃棄物のより一層の発生抑制、再生利用その他適正処理に繋げることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量については、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の目標値を達成したが、これまでの事業者によるゼロエミッションの取組による高い再生利用等の現状を維持しつつ、さらなる減量および再生利用を推進することが重要であり、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」においては令和2年度に最終処分量7.4万tを目標としている。</li> <li>ここ数年の税収の推移を見ると、税導入当初の税収を大きく下回り、2千万円台で推移しており、一定の政策目標は達成されたという見方も出来るものの、<u>平成28年度では9万tと「第四次滋賀県廃棄物処理計画」の達成には至っていないことから、産業廃棄物税を継続し、計画目標年度までの最終処分量の一層の削減を図ることが望ましい。</u></li> <li>排出事業者等へのアンケートでは、「発生抑制や再資源化等に効果があるので現状のまま税を継続していくべき」という回答が54%となっており、前回見直し時と同水準。</li> <li>これらのことから、産業廃棄物の発生抑制および再生利用促進のための政策誘導ならびに減量化・資源化のための事業の財源として、<u>今後も産業廃棄物税を継続する必要がある。</u></li> </ul>

## 税制度の内容について

### (1) 課税方式について

- ・ 滋賀県が採用する排出事業者による申告納付方式は、排出者責任を明確化する点において廃棄物行政の目指すべき方向と一致している。同時に、排出者へ排出抑制を意識づける効果が見込まれる。また、条例の施行から14年が経過し、現行の制度が定着している。
- ・ よって、課税方式は変更するべきではないと考えられる。

### (2) 免税点について

- ・ 税創設当初において、税の公平性、排出事業者に対する資源化への誘導効果、税金と徴税経費とのバランス、および地場産業・中小企業育成の観点等に基づき、全排出量のうち課税対象となる排出事業者からの排出量の割合(課税割合)が概ね6割を超える免税点として年間500tが適切と考えられた。
- ・ ここ数年の税金は減少傾向にあり、使途事業に要する経費を下回る年度もあるが、課税割合については平成28年度実績においても当初の水準を維持しており、税金も徴税経費を上回る額で推移している。
- ・ よって、今後も現行の免税点を維持することが適当であると考える。

### (3) 税率について

- ・ ここ数年は使途事業の金額を税金が下回る年度があり、必要な財源確保の観点からすれば、税率の引上げの検討が必要となる。
- ・ しかし、産業廃棄物税に関する税を導入する地方公共団体においては、税率を基本的に1tあたり1,000円と定めており、県域を越える流通に支障を及ぼすことのないよう他の地方公共団体との整合を図る観点からも、今後も現行の税率を維持することが適当と考える。

### (4) 課税免除について

- ・ 排出事業者等へのアンケートによると、再生施設への搬入理由として「課税免除になるから」という回答が20%であったほか、「再資源化されるから」とする回答は34%を占めており、前回見直し時と同水準である。
- ・ よって、産業廃棄物の再生利用促進に有効であるため、今後も現行の課税免除制度を維持すべきであると考えられる。

## 滋賀県産業廃棄物条例の改正(平成31年3月)

- ・ 検討会での検証・検討を踏まえ、滋賀県産業廃棄物税を現行制度のまま継続することとした。
- ・ 次回の見直し時期については、5年後を目途とすることとした。
- ・ 条例の見直し時期を規定している付則第3項の改正条例案を平成31年2月議会へ上程・可決。

資料4-4

## 産業廃棄物税制度に関するアンケート(案)について

## アンケートについて

- ・ 納税義務者である排出事業者の皆様から、滋賀県の産業廃棄物税制に係るご意見を伺うため、アンケート調査を実施する。(※前回対象:266者)
- ・ 基本的には、経年比較を可能とする観点から、前回と同様の内容としているが、クリーンセンター滋賀の受け入れ終了に伴う影響に係る設問を1問追加(問5)。

### アンケートの構成

I 産業廃棄物の排出および処理について	(10問)
II 滋賀県の産業廃棄物税制について	(4問)
III 再生施設について	(4問)
IV その他の意見	(自由記述)

# 産業廃棄物税制度に関するアンケート(案)



## I 産業廃棄物の排出および処理についてお伺いします。

問1 事業の業種は何ですか。

- ア 建設業
- イ 製造業
- ウ 処理業
- エ その他

問2 排出する産業廃棄物のうち、主なものは何ですか。該当する記号の一つを選んでください。

- ア 燃え殻
- イ 汚泥
- ウ 廃油
- エ 廃酸
- オ 廃アルカリ
- カ 廃プラスチック類
- キ 紙くず
- ク 木くず
- ケ 繊維くず
- コ 動植物性残さ
- サ 動物系固形不要物
- シ ゴムくず
- ス 金属くず
- セ ガラス陶磁器くず
- ソ 鉱さい
- タ がれき類
- チ 動物のふん尿
- ツ 動物の死体
- テ ばいじん

問3 排出された産業廃棄物は滋賀県内外のどちらで処理されていますか。

- ア 滋賀県内 問5へ
- イ 滋賀県外 (都道府県名を記入してください) 問4へ
- ウ 滋賀県内と県外の両方 (滋賀県内・県外の割合と都道府県名を記入してください。) 問4および問5へ

問4 問3でイまたはウとお答えいただいた方にお伺いします。滋賀県外で処理する理由はなぜですか。

- ア 滋賀県内に適切な処理施設がないため
- イ 処理費用が安い
- ウ 産業廃棄物税がないため
- エ その他

問5 問3でアまたはウとお答えいただいた方にお伺いします。県内唯一の産業廃棄物の管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀(滋賀県甲賀市)が令和5年10月下旬をもって産業廃棄物の受入を終了します。これに伴い、問3でお答えいただいた処理先をどうされるかお伺いします。

- ア 変更なし
- イ 滋賀県内
- ウ 滋賀県外 (都道府県名を記入してください)
- エ 滋賀県内と県外の両方 (滋賀県内・県外の割合と都道府県名を記入してください。また、産業廃棄物税の申告納税額の減少割合を記入してください。)

問6 ここ5年程度の産業廃棄物の排出量はどのような状況ですか。

- ア 増える傾向にある 問7へ
- イ ほとんどかわらない 問8へ
- ウ 減る傾向にある 問9へ

問7 問6でアとお答えいただいた方にお伺いします。排出量が増加しているのはなぜですか。

- ア 事業活動が好調だから、新規事業を開始したから、事業規模を拡大したから
- イ 発生抑制などの対策を講じていない、または、排出抑制などの対策がうまくいっていないから
- ウ 設備・施設の取り壊しなどにより、一時的に排出量が増えたから
- エ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから
- オ その他

問11へ

問8 問6でイとお答えいただいた方にお伺いします。排出量がほとんどかわらないのはなぜですか。

- ア 特に発生抑制などの対策を講じていないから 問11へ
- イ 発生抑制などの対策を講じているが、それ以上に排出量が増加しているから 問10へ
- ウ 事業の性格上、排出量をこれ以上減らすことは困難だから 問11へ
- エ その他 問11へ

問9 問6でウとお答えいただいた方にお伺いします。排出量が減少しているのはなぜですか。

- ア 発生抑制などの対策を講じているから 問10へ
- イ 事業量の減少や、事業の一部を停止したから 問11へ
- ウ その他 問12へ



# 産業廃棄物税制度に関するアンケート(案)



**問 10** 問8でイ、または、問9でアとお答えいただいた方にお伺いします。  
発生抑制などの対策を講じることにした理由は何ですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

- ア 社会的に環境への関心が高まっているから
- イ 廃棄物を減らすことが企業方針だから
- ウ 廃棄物を減らすことが業界などで取り決められたから
- エ 滋賀県が導入している産業廃棄物税の負担を少なくしたいから
- オ 産業廃棄物の処分費用の負担を抑えたいから
- カ その他

## II 滋賀県の産業廃棄物税制についてご意見をお聞かせください。

**問 11** 現在の産業廃棄物税制について感じておられる項目に、最も近いものを1つ選んでください。

- ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化等に一定の効果があるので、今後も現状のまま継続していくべきである。
- イ 税の創設から約20年目となり、創設当時の目的はほぼ達成できたので税制度を廃止すべきである。
- ウ 現行の税制度は、免税点もあり公平な制度とはいえないので、もっと公平な制度にしたうえで継続すべきである。
- エ その他

**問 12** 滋賀県では申告納付方式(\*)を採用していますが、産業廃棄物に関する税を導入している他府県の多くは特別徴収(\*\*)で税を納めていただく方式を採用しています。滋賀県も特別徴収の方式に変更した方がよいと思われませんか。

- ア 変更した方がよい
- イ 変更する必要はない
- ウ わからない
- エ その他

(\*)申告納付：現在の方式です。排出事業者の方に、帳簿を記載するなどして、課税対象となる産業廃棄物の重量を把握して、直接滋賀県に申告して税を納めていただきます。滋賀県の他に三重県が採用しています。

(\*\*)特別徴収：最終処分業者の方に、搬入された産業廃棄物の重量により税を納めていただく方式です。預金利子に係る税金を預金者が銀行を通じて国と都道府県に納めているのと同じように、排出事業者の方には最終処分業者を通じて税を納めていただくことになります。

**問 13** 問 12 でお答えいただいた理由をお聞かせください。

- ア より公平な税制度となるから
- イ 申告や課税免除の手続きが簡素化されるから
- ウ 再生施設認定を毎年申請していたが、その必要がなくなるから
- エ 排出事業者が申告納付するのが、合理的だから
- オ 特別徴収方式となり免税点なくなると、税金分の負担が増えるから
- カ 現行の申告納付制度で特に問題ないと思われるから
- キ その他

**問 14** 産業廃棄物税が、「資源循環型の社会づくり」という創設当時の目的を果たして、この税を廃止した場合、産業廃棄物の状況はどのようになると思われますか。

- ア 発生抑制などの意識が薄れ、排出量が増加すると思う。
- イ 今と、あまり変わらないと思う。
- ウ すでに排出抑制意識が根づいており、排出量は減少していくと思う。

## III 再生施設についてお伺いします。

**問 15** 滋賀県内の中間処理施設または最終処分場のうち、一定の要件を満たす「再生施設」(毎年度知事が認定して県のホームページで公表しています。)に産業廃棄物を搬入された場合、産業廃棄物税を課税免除していますが、この「再生施設」をご存じでしたか。

- ア 知っていたし、搬入したことがある **問 17 へ**
- イ 知っていたが、搬入したことはない **問 18 へ**
- ウ 知らなかった **問 16 へ**

**問 16** 問 15 でウとお答えいただいた方にお伺いします。  
「再生施設」については、滋賀県ホームページの税政課「再生施設について」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/11275.html>)で名簿を掲載していますが、今後これらの「再生施設」へ搬入しようと思われませんか。

- ア 今後は搬入を検討したい **問 17 へ**
- イ 今後も搬入するつもりはない **問 18 へ**

**問 17** 問 15 でア、または、問 16 でアとお答えいただいた方にお伺いします。  
「再生施設」に搬入された(搬入を検討したい)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

- ア 産業廃棄物税が課税免除になるから
  - イ 産業廃棄物が再資源化、再利用されることになるから
  - ウ 業界や本社から搬入先を指定されているから
  - エ 従来からその施設を利用しているから
  - オ 処理料金や所在地などの搬入条件がいいから
  - カ その他
- IVその他へ**

**問 18** 問 15 でイ、または、問 16 でイとお答えいただいた方にお伺いします。  
「再生施設」に搬入したことがない(するつもりはない)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

- ア 業界や本社から搬入先を指定されているから (自社の施設を含む)
- イ 従来からそれ以外の施設を利用しているから
- ウ 処理料金や所在地などの搬入条件が合わないから
- エ 再生施設へ搬入しても事務負担が大きく、課税免除のメリットが少ないから
- オ その他

## IV その他、ご意見をお聞かせください

滋賀県の「産業廃棄物税条例」について、ご意見等ありましたらご記入ください。

～ご協力、ありがとうございました。～

産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理の推進に資する事業等に使用しております。